

北九州市監査委員	大庭清明
同	大津雅司
同	城戸武光
同	山田征士郎

北九州市長から、監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

行政監査

(テーマ：社会福祉法人への補助金に係る事務について)

2 監査の対象

(1) 保健福祉局、子ども家庭局

(2) 北九州市所管の社会福祉法人(平成18年度に市単独の補助金を交付した法人)

3 監査の期間

平成19年7月2日から平成20年3月21日まで

4 監査公表の時期

平成20年4月10日(平成20年監査公表第5号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 手続について

監査の結果	措置状況
<p>ア <u>補助金の請求手続について</u>            (保健福祉局高齢者福祉課:「民間老人福祉施設運営費補助金」「軽費老人ホーム運営費補助金」「ケアハウス運営費補助金」「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」、保健福祉局保護課:「民間救護施設整備費補助金【元利補給補助】」、子ども家庭局子育て支援課:「民間児童養護施設等運営補助金」「民間児童福祉施設施設整備費補助金【元利補給補助(児童養護)】」、子ども家庭局保育課:「民間保育所施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」、保健福祉局保健衛生課:「結核予防費市費補助金」、保健福祉局障害福祉課:「民間心身障害児施設運営補助事業補助金」「障害者小規模共同作業所補助金」「障害児施設利用者負担軽減事業補助金」「民間障害児(者)施設整備補助金【元利補給補助(知的障害者援護施設)】」「民間障害児(者)施設整備補助金【元利補給補助(精神障害者社会復帰施設)】」「障害者就業・生活支援センター事業補助金」)</p> <p>補助金の交付手続における社会福祉法人からの支払の請求については、一般支払のときは実績報告後の額確定後</p>	<p>(保健福祉局)</p> <p>指摘された支払の請求については、一般支払の場合は、補助金の請求時期</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>に、概算払のときは補助金交付決定後にすべきであるが、交付申請と同時になされている等、不適正な事務手続をしているものがあつた。</p> <p>また、請求書は、補助事業者である法人が作成すべきものであるが、市の指示で金額や日付を空欄にして提出したという法人や、補助金交付要領に、請求書の年月日、請求金額、件名等は記入しないことと規定しているものもあつた。</p> <p>これらは、金額が空白の請求書を交付申請時に受け取り、市が金額を記入して処理をしているものである。</p> <p>北九州市補助金等交付規則( S 4 1 . 3 . 3 1 規則第 2 7 号 )等を遵守し、適正な事務手続をされたい。</p>	<p>と実績報告の請求時期を明確に分けることとし、概算払いの場合は、交付決定の後に請求をするよう指導した。</p> <p>また、要領において日付等空欄を規定した箇所については、平成 1 9 年度より削除し、請求書は補助事業者である法人が作成するよう改善した。</p> <p>今後とも、適正な事務に努める。</p> <p>( 子ども家庭局 )</p> <p>交付手続きにおいて処理方法を見直し、市補助金等交付規則等を遵守して適正な事務処理に努める。</p> <p>また、関係施設に対しては、平成 2 0 年 3 月 1 3 日開催の施設長会議で議題として取り上げるとともに、各施設事務担当者に対しては個別に、同規則の趣旨を十分説明し、適正な事務処理が行われるよう徹底したところである。【子ども家庭局子育て支援課】</p> <p>指摘された点については、平成 1 9 年度より額の確定後に請求させる等、北九州市補助金等交付規則等を遵守し、適正な事務手続を行っている。【子ども家庭局保育課】</p>
<p>イ <u>交付決定通知について</u></p> <p>( 保健福祉局高齢者福祉課 : 「 軽費老人ホーム運営費補助金 」 「 ケアハウス運営費補助金 」 、 子ども家庭局保育課 : 「 民間保育所施設整備費補助事業補助金 【 元利補給補助 】 」 、 保</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>健福祉局保健衛生課：「結核予防費市費補助金」、保健福祉局障害福祉課：「障害児施設利用者負担軽減事業補助金」)</p> <p>交付決定通知等、市からの通知文書が指令文となっていないものがあった。</p> <p>指令とは、行政機関がその権限に基づき、特定の個人又は団体の申請、願いに対して許可、認可、承認等の意思を表示する場合に用いる文書である。</p> <p>指令は、法令、通達などで書式が定められている場合が多く、その場合には、定められた書式によることとなっており、「北九州市補助金等交付規則の施行について」(S 4 1 . 4 . 1 北九財財第 1 2 0 号)にも様式が定められている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>(保健福祉局)</p> <p>「結核予防費市費補助金」「障害児施設利用者負担軽減事業補助金」については平成 1 9 年度より、「軽費老人ホーム運営費補助金」「ケアハウス運営費補助金」については平成 2 0 年度の交付決定より指令文とした。</p> <p>関係法令、通達等を遵守し、今後も適正な事務処理を行っていく。</p> <p>(子ども家庭局)</p> <p>指摘された点については、平成 1 9 年度の確定通知書より指令文とした。</p>
<p>ウ <u>支出負担行為(交付の決定)について</u></p> <p>(保健福祉局障害福祉課：「発達障害児(者)サポーター支援事業補助金」)</p> <p>発達障害児(者)サポーター支援事業補助金は、社会福祉法人 A を相手先として支出負担行為の決裁を得ているが、市に提出された交付申請書の申請者は A と同じ名称の任意団体であった。</p> <p>地方自治法第 2 3 2 条の 3 では、支</p>	<p>本件は、社会福祉法人 A の利用者で構成する任意団体に対して補助金を交付するものであったが、誤って支出負担行為の決裁においては任意団体名の前に社会福祉法人を付したために生じたものである。</p> <p>平成 1 9 年度の補助金交付事務にお</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>出負担行為は、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為とされており、「その他の行為」とは、補助金の交付決定のような公法上の債務を負担する行政行為等が該当する。</p> <p>また、地方自治法第232条の5では、「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない」と規定されている。</p> <p>従って、補助金の交付決定という支出負担行為について、市内部の決裁上は、本来の債権者とは異なる別の者を相手として債務を負担することを意思決定したことになる。</p> <p>厳正な内部チェック体制が必要である。</p>	<p>いては、細心の注意を払い適正な事務処理をした。</p> <p>今後は、厳正な内部チェックを行い、より一層の事務の適正化に努める。</p>
<p><u>エ 実績報告日について</u></p> <p>(保健福祉局高齢者福祉課：「民間老人福祉施設運営費補助金」「ケアハウス運営費補助金」、保健福祉局保健衛生課：「結核予防費市費補助金」、保健福祉局障害福祉課：「障害者就業・生活支援センター事業補助金」)</p> <p>交付決定の前に実績報告を提出しているものや、実績報告が遅延していたものがあった。</p> <p>また、決算より前に実績報告の提出を求められるため、実績報告の事務費額が見込みの数字となっている法人がある。これでは正しい決算額が実績報</p>	<p>補助金の申請、交付決定、請求、実績報告の時期を明確に分け、報告書類等の日付が前後しないように処理手順を改善した。</p> <p>また、法人の決算前に提出した実績報告書については、理事会終了後、速やかに決算書を提出してもらい照合・</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>告に反映されないこととなり、その後の正しい決算額による再度の報告もなされていない。適正な事務処理となるよう改善されたい。</p>	<p>精算することとし、返還が生じた場合は速やかに処理するよう、関係する法人に指導した。</p> <p>この結果、平成19年度においては1法人において、対象外経費551,069円を返還させた。</p> <p>今後も、適正な事務処理を行っていく。</p>
<p><u>オ 額の確定について</u>            (保健福祉局障害福祉課:「グループホーム等施設整備補助金」)</p> <p>グループホーム等施設整備補助金について、法人から提出された資料では、平成19年4月18日に実績報告がなされているが、所管課の資料では、実績報告より前の平成19年3月31日に額の確定をしている。</p> <p>額の確定は、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときに、交付すべき補助金の額を確定するものである。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>平成19年度においては、適正な事務処理を行った。</p> <p>今後は、係員間で互いにチェックし、さらに決裁回付の中で上司による審査を徹底する。</p>

(2) 支払方法について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><u>ア 要綱等の遵守について</u>            (保健福祉局高齢者福祉課:「民間老</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>人福祉施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】、保健福祉局障害福祉課：「グループホーム等施設整備補助金」)</p> <p>支払方法について、要綱又は決裁で、概算払としているが、すべて事業年度終了後の平成19年4月に支払っている等、一般支払となっており、要綱や決裁どおりになされていないものがあった。また、但し書きで、特に市長が必要とみとめる場合には一般払と規定しているもので、決裁にその理由が記載されていないものがあった。適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」においては、平成19年度より、概算払から一般支払とした。</p> <p>「グループホーム等施設整備補助金」については、法人からの交付申請時において、すでに補助対象物品を購入しているときは、「特に市長がみとめる場合」に該当するものとし、一般支払とする。</p> <p>今後は要綱に沿って概算払を原則とした適正な事務処理に努める。</p>
<p>イ <u>概算払の見直しについて</u></p> <p>(保健福祉局高齢者福祉課：「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」、保健福祉局保護課：「民間救護施設整備費補助金【元利補給補助】」、子ども家庭局子育て支援課：「民間児童福祉施設施設整備費補助金【元利補給補助(児童養護)】」、保健福祉局障害福祉課：「民間障害児(者)施設整備補助金【元利補給補助(知的障害者援護施設)】」「民間心身障害児(者)施設整備補助金【元利補給補助(身体障害者更生援護施設)】」「民間障害児(者)施設整備補助</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>金【元利補給補助（精神障害者社会復帰施設）】」)</p> <p>借入金利息補助金について、利息を支払った後に概算払で借入金利息補助金を交付しているものがあるが、概算払の要件は、債務関係が発生しているが履行期が未到来であることと、債務金額が確定していないことの二つである。借入金償還は、償還計画に基づいてなされ、申請時には年間分の一部又は全額償還済みであり、額も確定しているため、一般支払にすべきである。</p>	<p>（保健福祉局）</p> <p>指摘のとおり、平成19年度より、一般支払に改めた。</p> <p>今後も関係法令等に則った事務処理に努める。</p> <p>（子ども家庭局）</p> <p>概算払ではなく一般支払とするため、市民間福祉施設施設整備費補助金交付要綱の改正を行った。（平成20年4月1日施行）</p>

（3）要綱の制定及び改正について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>要綱の制定について</u></p> <p>（保健福祉局障害福祉課：「障害者就業・生活支援センター事業補助金」）</p> <p>障害者就業・生活支援センター事業は、要綱を制定せずに毎年決裁により補助金を交付していた。平成18年度で廃止しているが、平成11年度からの継続事業であるならば、内部手続、額、交付基準等を明確にする意味で、要綱等で規定しておくことが適当であった。</p>	<p>局として、事務処理の透明性を高める観点からも、今後、継続的に補助金を交付する事業については、必ず要綱等を規定するよう指導することとした。</p>
<p>イ <u>引用する国の通知について</u></p> <p>（保健福祉局高齢者福祉課：「民間老人福祉施設運営費補助金」民間老</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>人福祉施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】）」</p> <p>民間老人福祉施設運営費補助金交付要綱及び北九州市民間老人福祉施設整備費補助金交付要綱には、廃止された国の通知がそのまま引用されていた。</p> <p>補助事業者は、要綱に基づき補助の申請手続きを行うが、補助金の交付目的、補助対象事業及び交付条件等が記載されている要綱に不備があれば、適正な補助金の交付ができなくなる。</p> <p>常に、要綱の見直しを行い、交付条件等を明確にすべきである。</p>	<p>民間老人福祉施設運営費補助金は、平成18年度で廃止した。</p> <p>また、民間老人福祉施設整備費補助事業補助金については、平成17年度で廃止しているが経過措置期間があるため、従来の要綱で運用していた。そのため、要綱の改正について、文書課との協議に入った。</p>
<p>ウ <u>借入金利息補助金の規定について</u>  （保健福祉局高齢者福祉課：「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」、子ども家庭局子育て支援課：「民間児童福祉施設施設整備費補助金【元利補給補助（児童養護）】」、子ども家庭局保育課：「民間保育所施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】）」</p> <p>借入金利息補助金の交付額について、交付の対象となる借入金の償還に伴う借入金利息額の約20%から100%を補助金として交付しているにもかかわらず、要綱では、「利子にあってはその1%を補助する」又は「当年度支払うべき利息の1%相当額」等と、規定が実態に即していないものがあった。</p>	<p>（保健福祉局）</p> <p>廃止した要綱について、補助金交付の算定基礎を「当該年度の返済利息のうち1%」としているのは実態に即しておらず、明確で分かりやすい規定とするため、「当該年度の返済利息のうち、年利率の1%に相当する額」に改めるよう、文書課との協議に入った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>事務処理に誤りが生じないよう、明確でわかりやすい規定とするため、要綱の改正が必要である。</p>	<p>(子ども家庭局)</p> <p>市民間福祉施設施設整備費補助金交付要綱において、従来「利子にあってはその1%を補助する」と規定していたが、実態に即してわかりやすい記載とすべく、「当年度に支払う利子のうち、貸付金元金の返還に係る利率1%に相当する額」とする改正を行った。 (平成20年4月1日施行)【子ども家庭局子育て支援課】</p> <p>指摘された点については、平成19年12月1日付で要綱改正を行った。 【子ども家庭局保育課】</p>
<p>エ <u>事務費の定義について</u> (保健福祉局高齢者福祉課:「軽費老人ホーム運営費補助金」「ケアハウス運営費補助金」)</p> <p>北九州市ケアハウス運営費補助金交付要綱及び軽費老人ホーム運営費補助金交付決定通知書に、補助金の対象となる事務費の定義が規定されているが、引当金及び本部会計繰入を事務費に含めている。</p> <p>引当金及び本部会計繰入金は、補助対象とすべきでなく、事務費は、社会福祉法人会計基準(H12.2.17)厚生省社援第310号)に定める資金収支決算内訳書の施設経理区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とすべきであり、要綱等の交付条件の改正が必要である。</p>	<p>今回の指摘を受け、平成20年度に、交付決定通知書裏面掲載の交付条件の改正を行い、「人件費支出」「事務費支出」に含まれない「固定資産物品費」「人件費引当金」「修繕引当金」「備品等購入費引当金」を補助対象外とした。これに伴い、勘定科目の大区分を「人件費支出」と「事務費支出」のみに交付条件を改めた。</p> <p>今後とも、適正な事務処理に努めたい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>オ <u>交付制限について</u></p> <p>(保健福祉局高齢者福祉課:「民間老人福祉施設運営費補助金」、保健福祉局保護課:「民間救護施設運営補助金」、子ども家庭局子育て支援課:「民間児童養護施設等運営補助金」)</p> <p>補助金の交付を制限する施設の剰余金の考え方について、社会福祉法人会計基準及びこれに基づく国の通知が出されたにもかかわらず、必要な要綱の見直しが行われていないため、交付制限の根拠が不明確となっている補助事業がある。</p> <p>国の通知を根拠にする等、明確な根拠規定を要綱に規定するよう要綱の改正が必要である。</p> <p>また、同様の補助事業の中に、高額な剰余金による交付制限を規定していない補助事業があるが、国は、当期末支払資金残高について、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有とするとの考え方を示していることから、30%を超える当期末支払資金残高を有する施設に対して補助すべきではなく、その旨を要綱に規定するべきである。</p>	<p>(保健福祉局)</p> <p>「民間老人福祉施設運営費補助金」は平成18年度末で廃止した。</p> <p>また、「民間救護施設運営補助金」についても平成20年度末で廃止することとしている。</p> <p>(子ども家庭局)</p> <p>交付を受けようとする前年度末の支払い資金残高が、前年度の運営費収入の30%以下の保有となっている施設を対象とすることを、市民間児童養護施設等運営補助金交付要綱に追加し、改正を行った。(平成20年4月1日施行)</p>

(4) 実績報告について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>実支出額の確認について</u>  (保健福祉局高齢者福祉課:「軽費老人ホーム運営費補助金」「ケアハウス運営費補助金」、保健福祉局保健衛生課:「結核予防費市費補助金」、保健福祉局障害福祉課:「障害者小規模共同作業所補助金」)</p> <p>実績報告書の添付資料が決算予定額で作成されているため、正しい決算額が実績報告書に反映されていない状況である。また、補助の対象となる事務費に、土地取得等、施設整備の支出や積立金繰入を含めている法人があった。</p> <p>これを除くと、実際の支出が基準額を下回る事となるため、所管課は精査のうえ返還を求める等適切な処理をされたい。</p> <p>また、支出費用の明細が明確でないものがあり、一部口頭で確認しているとのことであるが、明細を記載した領収書等、書面により確認すべきである。</p> <p>さらに、家賃等賃借料補助金について、家賃等賃借契約書等の写が添付されているが、賃借人名が法人ではなく、施設の代表者名となっているものがあった。また、家賃等賃借契約が更新されていないものがあった。</p>	<p>法人の決算前に提出した実績報告書については、理事会終了後、速やかに決算書を提出してもらい照合・精算することとし、返還が生じた場合は速やかに処理するよう、関係する法人に指導した。</p> <p>この結果、平成19年度においては1法人において認められない経費が含まれていたため551,069円を返還させた。</p> <p>また、明細が不明確な費用については、内訳を記載するよう改めた。</p> <p>なお、指摘された家賃等賃借料補助金の件については、法人名による補助申請においては契約書等の添付書類の賃借人の名称も法人名でなくてはならないことを平成20年度の申請より徹底するとともに、未更新の契約書は平成19年度の実績報告において差し替えた。</p>

(5) 制度の見直しについて

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><u>ア 実支出額との比較による補助額の確定について</u>            (保健福祉局高齢者福祉課:「軽費老人ホーム運営費補助金」)</p> <p>軽費老人ホーム運営費補助金は、事務費と生活費について、決算の実支出額と補助基準額を比較して、実支出額が補助基準額を下回る場合は、実支出額で補助金交付額を確定すべきであるが、実支出額と補助基準額とを比較することなく、補助基準額により交付額を確定することとしている。</p> <p>各法人の決算と照合した結果、決算額が基準額より低い法人があり、算定方法の改正が必要である。</p>	<p>今回の指摘を受け、算定方法の改正を行い、さらに法人の決算の理事会終了後すみやかに決算書を提出させ、照合・精査した結果、返還金等が生じた場合はすみやかに処理するよう明文で指導した。</p> <p>今後とも、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p><u>イ 補助対象利用者数の確定について</u>            (保健福祉局障害福祉課:「障害者小規模共同作業所補助金」)</p> <p>北九州市障害者小規模共同作業所補助要綱の別表には、運営費補助の交付基準について、当該年度4月1日現在の利用人員と定めている。しかしながら、1日あたりの平均利用(通所)人数を算出し、これをもって運営費補助額を確定しているため、実績報告をみると、利用(通所)人員の実態と4月1日現在の利用人員数が実態と乖離しているものがみられた。また、1日の利用人数が基準の5名に充たず、1年間を通じて4名しか通所していない施設があった。</p>	<p>今後は監査機能を強化し、利用者が少数の作業所については合併を促していきたい。</p> <p>また、地域における障害者の社会参加の促進に寄与する「障害者小規模共同作業所」は、本市の障害者にとってまさに重要である。</p> <p>事業所を運営する法人等に対する補助金制度は、障害者の地域における自立と社会参加を支援しており、将来にわたって充実すべき行政サービスのひとつであることから、現在、補助金要綱の見直しを検討している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>一方、障害者への福祉サービスは、かつては施設収容対策が中心であったが、ノーマライゼーションの理念の理解の浸透とともに、障害者の地域における自立と社会参加を支援する本制度のようなサービス提供体制の構築が重要である。この重要性に鑑みて、運営費補助額は、活動実績報告書における年間開所日数及び延べ通所人数から1日当たりの人員を算出し確定することを念頭においた制度の見直しなど、本制度が、将来にわたって、地域における障害者の社会参加の促進に寄与していくことができるような制度となるよう見直しを検討されたい。</p>	

( 6 ) 社会福祉法人に対する指導について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>社会福祉法人の経理処理について</u>  (保健福祉局高齢者福祉課:「民間老人福祉施設運営費補助金」「軽費老人ホーム運営費補助金」「ケアハウス運営費補助金」「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」、保健福祉局保護課:「民間救護施設整備費補助金【元利補給補助】」、子ども家庭局子育て支援課:「民間児童福祉施設施設整備費補助金【元利補給補助(児童養護)】」、子ども家庭局保育課:「民間保育所施設整備費補助事業補助</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>金【元利補給補助】」、保健福祉局保健衛生課：「結核予防費市費補助金」、保健福祉局障害福祉課：「民間心身障害児施設運営補助事業補助金」「障害児施設利用者負担軽減事業補助金」「民間障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（知的障害者援護施設）】」「民間心身障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（身体障害者更生援護施設）】」「民間障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（精神障害者社会復帰施設）】」)</p> <p>社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行っているが、法人の経理処理をみると、補助金を本部経理区分で処理している法人があった。「社会福祉法人会計基準の制定について」厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知（H12.2.17社援施第6号（H17.1.28改正現在））では、「経常経費補助金等の各種補助金については、補助の目的に応じて帰属する経理区分を決定し、各施設経理区分で受け入れることとする。」とあり、通知に基づく会計処理がなされていないかった。</p> <p>また、受け入れ科目は、経常経費補</p>	<p>（保健福祉局）</p> <p>「民間老人福祉施設運営費補助金」は、平成18年度で廃止した。</p> <p>「軽費老人ホーム運営費補助金」「ケアハウス運営費補助金」にて交付された補助金については、「経常経費補助金収入」として、また「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」にて交付された補助金については「借入金利息補助金収入」として会計処理するよう、各施設へ指導した。</p> <p>「民間救護施設整備費補助金【元利補給補助】」においては、本部経理区分ではなく当該施設経理区分の「借入金利息補助金収入」として処理するよう指導した。</p> <p>「結核予防費市費補助金」においては、経常経費補助金収入として処理す</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>助金収入とすべき運営費補助について、措置費収入や介護保険収入で受け入れしている法人、借入金元金償還補助金や借入金利息補助金収入で受入れべきものを、他の科目で受け入れている法人があった。</p> <p>今後は、社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行うように、法人に対して指導を徹底されたい。</p>	<p>るよう指導した。</p> <p>「民間心身障害児施設運営補助事業補助金」「障害児施設利用者負担軽減事業補助金」「民間障害児(者)施設整備補助金【元利補給補助(知的障害者援護施設)】」「民間心身障害児(者)施設整備補助金【元利補給補助(身体障害者更生援護施設)】」「民間障害児(者)施設整備補助金【元利補給補助(精神障害者社会復帰施設)】」においては、適切な科目にて処理するよう指導した。</p> <p>今後とも、関係規定等に則った、適正な事務に努める。</p> <p>(子ども家庭局)</p> <p>平成20年3月13日(木)の施設長会議において、経理区分について指導した。さらに、同年、適正な経理処理を行うよう通知を出し指導したところである。</p> <p>社会福祉法人から年度毎に提出される現況報告書(収支計算書)を確認し、是正指導を徹底することとしている。</p> <p>【子ども家庭局子育て支援課】</p> <p>平成20年3月26日に行われた定例施設長会において、民間保育所施設整備費補助金受給施設に対して指導文書を配布した。【子ども家庭局保育課】</p>

(7) 条例の制定について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>条例の制定について</u></p> <p>(保健福祉局保護課:「民間救護施設運営補助金」、子ども家庭局子育て支援課:「民間児童養護施設等運営補助金」、保健福祉局障害福祉課:「民間心身障害児施設運営補助事業補助金」「障害者小規模共同作業所補助金」「障害児施設利用者負担軽減事業補助金」「民間障害児(者)施設整備補助金【元利補給補助(知的障害者援護施設)】」「民間心身障害児(者)施設整備補助金【元利補給補助(身体障害者更生援護施設)】」「民間障害児(者)施設整備補助金【元利補給補助(精神障害者社会復帰施設)】」「障害者就業・生活支援センター事業補助金」「グループホーム等施設整備補助金」)</p> <p>社会福祉法人に対する地方公共団体の補助については、社会福祉法第58条第1項は、「当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。」と定めている。しかしながら、北九州市は、当該条例が制定されていない。</p> <p>なお、社会福祉法人に対する補助金については、生活保護法第74条、児</p>	<p>(保健福祉局、子ども家庭局)</p> <p>「市社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例」を制定し、平成20年6月25日に公布した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>童福祉法第56条の2及び老人福祉法第24条に規定があるが、生活保護法及び児童福祉法については、施設整備補助に関する規定であり、運営費補助に関する規定ではない。</p> <p>したがって、今回、行政監査の対象とした補助金のうち、民間救護施設運営補助金、民間児童養護施設等運営補助金、民間心身障害児施設運営補助事業補助金、障害者小規模共同作業所補助金、障害児施設利用者負担軽減事業補助金、民間障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（知的障害者援護施設）】、民間心身障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（身体障害者更生援護施設）】、民間障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（精神障害者社会復帰施設）】、障害者就業・生活支援センター事業補助金、グループホーム等施設整備補助金については、条例の制定が必要である。</p> <p>なお、最高裁判所平成7年（行ツ）第122号平成11年10月21日第一小法廷判決によれば、社会福祉法第58条第1項に規定する条例が制定されていない状態で社会福祉法人に助成がされた場合においても、直ちに違法な公金の支出になるとはいえないとされていることを申し添える。</p>	